

【速報！！】

2010 年 3 月期決算の「内部統制報告書」において 99%が 自社の財務報告に係る内部統制を「有効である」と開示！

自社の財務報告における内部統制に重要な欠陥があることを表明した企業は、わずか 1%（22 社）。

レキシコム総合研究所が 3 月決算企業の「内部統制報告書」の分析結果を速報！！

Executive summary

株式会社 elecolle／レキシコム総合研究所は、昨年に引き続き、提出された内部統制報告書の分析を行いました。その結果、自社の内部統制が「有効でない」と表明した企業は 22 件となり、昨年と比較して 40 件減少しました。なお、「評価できない」として意見を表明しなかった企業はありませんでした。

また、2008 年 4 月 1 日以降開始事業年度より適用されている内部統制報告制度は、2010 年 3 月 25 日決算の企業をもって、すべての上場企業で初年度の適用が終了しました。

その結果、提出総数 3,816 社中、自社の内部統制が「有効でない」と表明した企業は 100 社、評価できないため意見を表明しなかった企業は 15 社となり、「有効である」との結論に達しなかった企業の全体に占める割合は約 3%となりました。

I. 2010年3月31日決算の企業における内部統制報告書の提出状況

(1) 経営者による評価結果の概要

企業が提出した内部統制報告書における意見は、提出総数 2,600 社のうち、自社の財務報告に係る内部統制が「有効」であるとした企業が 2,578 社（前期 2,605 社）であるのに対し、「有効でない」とした企業は 22 社（前期 62 社）であり、全体の 1%を割り込みました。また重要な評価手続が実施できないなどの理由により、評価結果を表明できないとした企業はありませんでした。

		2010年3月期		2009年3月期	
		社数	割合	社数	割合
経営者評価	有効	2,578社	99.2%	2,605社	97.4%
	有効でない	22社	0.8%	62社	2.3%
	不表明	0社	0.0%	9社	0.3%
	合計	2,600社	100%	2,676社	100%

(注) 2009年3月期の社数には、訂正内部統制報告書によって意見が修正されたものも含まれます。

(2) 重要な欠陥の原因分析

重要な欠陥を識別した企業において、重要な欠陥を識別した内部統制のプロセスを分析すると、昨年に引き続き「決算・財務報告プロセス」に起因するケースが最も多くなりました。次に「その他業務プロセス」に起因するケースが多いという結果となっており、昨年とは違った傾向が現れています。なお、IT 全般統制に起因するケースはありませんでした。

プロセス名	2010年度		2009年度	
	重要な欠陥数	不正に該当するもの (内数)	重要な欠陥数	不正に該当するもの (内数)
全社的な内部統制	8	4	22	7
決算・財務報告プロセス	14	0	41	2
その他の業務プロセス	10	2	10	3
IT 全般統制	0	0	1	0

(注) 複数の理由により重要な欠陥を識別している企業もあり、集計は延べ数としているため、重要な欠陥の数と「有効でない」と表明した企業の数とは一致しません。

(3) 昨年度「有効でない」及び「評価できない」としていた企業の結果分析

経営者の昨年度における意見が「有効でない」とした企業のうち、2010年3月期の結論を「有効である」とした企業は51社(昨年有効でない企業の82.3%)ありました。そのうち、有効となった理由を明記しているのは7社にとどまりました。

昨年の結論	今年状況	内訳	件数
有効でない	上場廃止	上場廃止	2
		株式交換等	1
	有効	特記事項に理由あり	4
		理由の記載あり	3
		理由の記載なし	44
	有効でない		8
	小計	62	
評価できない	上場廃止	上場廃止	4
		有効	1
	有効	特記事項に理由あり	1
		理由の記載なし	3
	有効でない		1
	小計	9	
	合計	71	

なお、昨年から引き続き「有効でない」とした企業における「重要な欠陥」の前年比較は、次のような結果でした。

「重要な欠陥」の原因が、昨年と同様であった企業	3社
「重要な欠陥」の原因が、昨年とは異なっていた企業	5社
合計	8社

「重要な欠陥」を識別した原因が昨年と同様であった企業(3社)については、それぞれ2010年2月から5月にかけて訂正内部統制報告書が提出されており、引き続き改善活動が行われている企業に限定されていました。

残りの6社については、昨年識別した「重要な欠陥」については改善が行われているものの、別途重要な欠陥が識別されたことによって、財務報告に係る内部統制が有効ではないという判断をしているものと考えられます。

II. 適用初年度（2008年4月1日開始事業年度以降、2010年3月25日決算まで）の集計結果

(1) 市場別の提出者数

内部統制報告書の提出結果を市場別に集計すると次のようになります。提出総数 3,701 社のうち、「有効でない」あるいは「評価できない」とした企業の本数は合計 115 社となり、総数に占める割合は約 3.0%でした。

市場名	有効	有効でない	評価できない	合計
東証一部	1,677	21	2	1,700
東証二部	446	6	1	453
東証マザーズ	174	8	4	186
大証一部	33			33
大証二部	184	9		193
大証ヘラクレス	142	10	1	153
JASDAQ	850	37	6	893
名証	103	6	1	110
札証	20	2		22
福証	39	1		40
その他	33			33
合計	3,701	100	15	3,816

(注)「その他」には、非上場、東証外国株市場などが含まれています。

(2) 内部統制が「有効でない」と判断した企業

自社の財務報告に係る内部統制が有効でないとした企業は、JASDAQ 市場へ上場している企業の占める割合が高いことがわかります。内部統制報告書を提出した企業の総数と比較すると、「有効でない」企業の割合は東証一部で 1.2%程度であるのに対して、JASDAQ では 4.1%、大証ヘラクレスでは 6.5%など、新興市場において経営者が「有効でない」と表明した割合が比較的大きいことがわかります。

市場名	総提出企業数	有効でない	「有効でない」割合
東証一部	1,700	21	1.2%
東証二部	453	6	1.3%
東証マザーズ	186	8	4.3%
大証二部	193	9	4.7%
大証ヘラクレス	153	10	6.5%
JASDAQ	893	37	4.1%
名証	110	6	5.5%
札証	22	2	9.0%
福証	40	1	2.5%
合計		100	

なお、有効であると表明した企業及び有効でないと表明した企業の監査法人別の集計によれば、実数としては大手監査法人と中小監査法人とは拮抗していますが、監査を実施している企業数との対比で見ると大手監査法人は約 1.8%であるのに対して、中小監査法人は約 5.4%という結果でした。中小監査法人が監査を実施している企業の割合が大きいです。

監査法人	有効	有効でない
大手監査法人	2,794	51
中小監査法人	903	49
合計	3,697	100

(3) 「やむを得ない事情」により評価範囲を限定した企業

「やむを得ない事情」は、組織変更等が決算日直前に行われる等の事由によって、内部統制報告制度における評価範囲の対象外とするものであり、2010年3月30日までの一年間に決算期を迎えた企業のうち、「やむを得ない事情」によって評価範囲を限定した企業は11社ありました。

「やむを得ない事情」に該当するとして評価範囲の対象外とした組織再編の実行日と期末日との関係を整理すると次のようになります。

期末日までの月数	件数
1ヶ月	7
2ヶ月	2
5ヶ月	1
6ヶ月	1
合計	11

多くは期末日直前1ヶ月～2ヶ月の間で行われた組織再編により取得した子会社等を「やむを得ない事情」によって評価範囲の対象から外していますが、期末日前5ヶ月及び6ヶ月に取得した子会社等を「やむを得ない事情」によって評価範囲の対象から外している事例がありました。

(4) 訂正内部統制報告書の状況分析

訂正内部統制報告書は、提出された内部統制報告書の記載内容を訂正する際に提出されるものですが、多くは字句の修正等形式的な側面における訂正が割合としては多いことが分かります。しかし、訂正内部統制報告書によって当初提出された内部統制報告書における自社の財務報告にかかる内部統制の有効性の結論を変更した企業が8社存在しました。

結論の推移	内容	件数
有効→有効	記載の修正（内部統制報告書）	22
	小計	22
有効→有効でない	決算・財務報告プロセス	3
	業務プロセス	2
	全社的な内部統制	3
	小計	8
有効でない→有効でない	記載の修正（内部統制報告書）	6
	記載の修正（内部統制監査報告書）	1
	小計	7
	合計	37

内部統制の有効性に関する意見が「有効である」から「有効でない」に訂正された8社の訂正理由は次のように分類されます。なお、調査委員会等には社内調査及び社外調査が含まれ、調査委員会等に分類されている4件のうち、経営者不正とみられるものが1件ありました。不正が発見された結果、財務報告に相当の影響が認められるため訂正内部統制報告書を提出する場合は散見されました。

理由	件数
従業員不正	2
調査委員会等の判断	4
次期の四半期レビューにより発見されたエラー	2
合計	8

訂正内部統制報告書を提出した企業の監査人を分類すると、次のようになります。

監査法人	件数
大手監査法人	21
中小監査法人	16
合計	37

(5) 内部統制の有効性評価を実施できないとした企業

内部統制の有効性評価を実施できないとした企業を市場別に分類すると次のようになります。JASDAQ 市場への上場企業の割合が大きいことが解ります。

市場	件数	割合
東証一部	2	13%
東証二部	1	7%
東証マザーズ	4	27%
JASDAQ	6	40%
大証ヘラクレス	1	7%
名証セントレックス	1	7%
合計	15	100%

内部統制の有効性評価を実施できないため意見を表明できないとした企業の監査人を分類すると、次のようになります。大手監査法人の監査企業が 1 社のみと、内部統制の有効性評価を実施できない企業の多くは中小監査法人の監査企業であり、監査法人の規模によって明らかな傾向が現れました。

監査法人	件数
大手監査法人	1
中小監査法人	14
合計	15

(注)

1. 当報告書において「大手監査法人」は、ビッグ4と呼ばれるグローバルファームと提携している「新日本有限責任監査法人」「有限責任監査法人トーマツ」「あずさ監査法人」「あらた監査法人」を指しています。したがってこれら4つ以外の監査法人は中小監査法人として分類しています。また分類上、個人も中小監査法人に含まれます。

2. 提出された内部統制報告書及び内部統制監査報告書において、例えば内部統制報告書において「重要な欠陥が存在する」旨の記載が存在していたうえで、内部統制監査報告書においては「財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書」と記載されているなど、内部統制監査報告書上の記載が内部統制報告書の記載内容と一致していない企業が2社ありました。

<資料1>

レキシコム総合研究所（所在地：東京都千代田区、所長：中原國尋、以下：当研究所と表記）は、2008年4月1日以降開始年度に適用された内部統制報告制度に関し、昨年に引き続いて2010年3月期に決算を迎えた2,600社が公表した「内部統制報告書」を分析し、その結果を公表いたします。

当研究所は、公認会計士が中心になって活動しているコンサルティング会社が共同で設置した研究所であり、会計監査に関する情報を中心に分析を行っている組織です。

■ 分析の目的

内部統制報告制度に基づき、年度を通じた期間において「内部統制報告書」が公表されるのは2009年3月期が初めてとなります。内部統制報告制度は、金融庁の諮問機関である企業会計審議会から公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に従って、企業内における内部統制の評価及び外部監査人による内部統制監査が行われています。

企業、監査人共々手探りの状態で導入し、運用を進めました。その過程では過剰ともいえる監査人の反応や、企業側の対応もあったように聞いています。その結果として公表された内部統制報告書及び内部統制監査報告書の結果がどのような結果であったのかを明確にすることによって、制度として毎年運用していかなければならない内部統制報告制度について、次年度以降の効率化に資するための情報を目的として、内部統制報告制度の適用初年度における結果を分析・公表することと致しました。

■ 組織概要

当研究所は、公認会計士が中心となって活動をしている下記に記載の会社を中心となって、会計及び監査に関する調査・研究を中心に、様々な視点から社会に有用と考えられる情報を発信するために設立されました。

株式会社レキシコム 代表取締役 中原國尋 <http://www.lexicom.jp/>

TYコンサルティング株式会社 代表取締役 中野敬久 <http://www.ty-consul.co.jp/>

株式会社 elecolle (エレコレ) 代表取締役 梶山嘉洋 <http://www.elecolle.co.jp/>

名称 : レキシコム総合研究所

目的 : 会計及び監査に関する調査・研究、情報の収集

所在地 : 東京都千代田区神田神保町 3-7-1 ニュー九段ビル (株式会社レキシコム内)

電話番号 : 03-6272-6550

URL : <http://ri.lexicom.jp/>

■ 所長略歴

中原 國尋 - 公認会計士・システム監査技術者・公認内部監査人

株式会社レキシコム 代表取締役

特定非営利活動法人 日本 IT 会計士連盟 副代表理事

日本公認会計士協会 IT 委員会 監査 IT 対応専門委員、IT 教育専門委員